

令和元年度 第2回富田林市多文化共生推進委員会 会議録

日時：令和元年9月24日（火） 午後4時00分～5時40分

場所：富田林市役所 902会議室

出席委員：8人（欠席委員：2人） 事務局：3人

傍聴者：3人

1. 開会

2. 議事

(1) 豊中市での取り組みについて

- ・事務局より、「豊中市多文化共生指針の策定状況」「豊中市の外国人市民の増減」「災害時の対応」について説明（説明省略）。

(2) 関係者ヒアリング・第1回情報交換会について

- ・事務局より、「関係者ヒアリング」「第1回情報交換会」の結果について説明（説明省略）。

委員長 まず、関係者ヒアリングや第1回情報交換会の実現にご協力いただいた関係者の皆様に感謝申し上げたい。

関係者ヒアリングでは、事業者から率直な意見を伺うことができたが、例えば技能実習生の方々の声は聞き取れていない。第2回情報交換会でも、技能実習生の方に出席していただくのは難しいと思われ、その制約についてきちんと認識しておく必要がある。制約を補うにあたっては、他の調査研究、例えば、今年の8月8日に厚生労働省から発表された「厚生労働省が指導監督した対象の事業所7,300以上の70.4%で労働基準に関連する法令違反があった」という事実は、指針の中にも書いておくべきではないか。個々の事業者は、従業員、あるいは実習生に十分配慮しておられると思うが、一般的な状況として、コンプライアンス（法令遵守）がきちんとなされていない状況があり、したがって人権侵害が（本市においても）存在するという認識は持つておく必要がある。

情報交換会では、SNS等の活用、関連各所のさまざまな努力もあって、情報や人との繋がりへアクセスしやすくなっている部分がある一方、外国人市民の中には「夫がいないと」「子どもが学校に通っているから」など、情報にアクセスするための条件があり、必要な情報がきちんと伝わっているわけではない状況があることも伺えた。そうした条件なしに情報保障ができるよう、さらにや

さしい日本語に努めていくとか、情報や人へのアクセスを向上させていく必要がある。また、当事者である外国人市民自身から、国際理解教育やESDの充実を求められていることは、非常に重要だ。外国人市民が情報にどうアクセスしていくかということだけではなく、非外国人市民側の理解や変化も求められている。

事務局 欠席委員からの資料に対するコメント紹介

- ・ 事業者の聞き取りからは、外国人労働者の受入れが地域の生き残り戦略を支える重要な要素であると思われるが、課題もある。事業者は苦しい状況の中で技能実習生への対応に負担を感じているほか、仲介者の存在が意図せぬ搾取を生み出している。このような状況下では、技能実習生を含む外国人労働者の生活環境の整備には手が回らないという状況になるのでは。人権侵害も危惧される。
- ・ 「事業者支援」という観点から外国人労働者の日本語学習、相談などを行う事業を実施してはどうか。事業者の負担のすべてを行政が肩代わりするのは難しいが、技能実習生など外国人労働者を対象として学ぶ拠点を設けることは効果的。併せて、外国人が集まる場所で交流の機会を設ける、子どもたちの国際理解や交流を通じた地域活性化に繋げていく拠点としても位置付けては。
- ・ 外国人市民の聞き取りからは、外国人にとって市役所はハードルが高いことが伺える。広報をすれば相談に来るという問題ではなく、しんどい状況の人ほど行けるようなものではない。国際交流協会、市民ボランティアとの繋がりがその人のセーフティネットになる。その繋がりをどう広げるかということを考えてもよいのでは。
- ・ 外国人市民から少し聞いただけでもこれだけの意見が出ており、丁寧に整理しなければならない。例えば危機管理、地域福祉・地域共生、教育、就労等、テーマごとに掘り下げながら関連分野での意識を高めていくような取組みが必要。外国人市民会議のような場を設け、外国人の声を拾って施策に繋げていく仕組みをつくれれば、声を聴くというスタンスを制度で示すことで、自治体や、その地域社会に対する信頼につながる。

(3) 市・国際交流協会の取組みの成果と課題について

- ・ 事務局より、「平成30年度実施事業評価」について説明（説明省略）。

委員長 市と国際交流協会との連携・協働を全体としてどのように評価するか、またその主な課題について、議論をお願いしたい。

委員 第1回情報交換会に参加した外国人市民は、こういう場をぜひまた設けてほ

しいとおっしゃっていた。今回、外国人市民の生の声を聴くことができ、それをもって次の指針をつくっていかないといけないのは事実だが、市・協会の取組みについて、我々自身の一方向的な考え方で内容を精査し、今後の対応を検討して良いものか。外国人市民に評価していただき、あり方、方向性を考えるための外国人市民会議が必要なのではないか。

委員長 事業を評価するのはサービスを受ける人、とりわけ外国人市民が評価することであり、外国人市民会議というものをもっと積極的に考えるべきではという指摘は、そのとおりだ。

本市の多文化共生の取組みの一つの特徴は、市と国際交流協会の連携・協働が基本的に良い方向で機能しているということであり、結果として、他市と比較すると、それが一定程度の比較優位になっていると評価できる。そのような全体的な評価については、指針にも本市の特徴として書いていく必要がある。一方で、そこには課題もあるはずだ。

副委員長 事業それぞれの性質によるが、連携のあり方も含め、取組みの状況と進め方を見直す仕組みをつくれぬか。例として、にほんご読み書き教室では、学習者数は年によって変動し、学習者の出身国も多様化している。同時に、10年前に来日した人々が簡単な通訳や、間に入って手伝うことができるような人に育っている場合もあり、1～2年のスパンでそういう情報をチェックし、総括して、計画を立ててまた振り返る流れができるよう、方向性を示したい。まさに情報の蓄積という話になる。

委員 事業評価シートを見ると、事業実施課が多岐にわたっている。市として、各課で実施している事業の情報を、もっと共有化していかなければならない。また、福祉関係の事業があまり掲載されていないが、例えば外国人市民の生活支援、生活保護などのサポートはここには出てこないのか。

事務局 実際には、そのような生活のサポートを受けている外国人市民もおられると思うが、外国人市民に特化した事業ではないため、ここには記載していない。

委員 国際交流協会に「生活に困っているのだが、どうしたらいいか」という外国人市民が相談に来られることがあり、その場合は市役所の生活支援課に連れて行く。また、既に生活保護を受けている方が、生活の困りごとを市に伝えたいとき、通訳サポートを受けるために協会に来られ、そこから連れて行くこともある。

副委員長 当事者からそのような相談があれば、協会では相談事業や通訳・翻訳サポート事業の枠組みの中で受けている。実際の手続き等はやはり市役所をお願いしたいとけない。外国人市民に特化した事業ではないかもしれないが、利用している外国人市民はいる。生活支援の担当者にも外国人市民ニーズや課題についての認識をもってもらいたい。

委員 10年前の指針策定時に、保育所の入所などには触れているが、生活支援や高齢化のことについてはあまり触れられておらず、今と比べて順位付けが低かったのかもしれない。ただ、実際のところ施策は実施されているのに、そのサービスが周知されていなければ活用しようもない。今、実施されている範囲で指針等を通じて周知していくこと、またどこまで周知していくかということについて、検討が必要。

委員長 今の指摘は重要だ。日本に来た当初の支援については書かれているが、その後の部分の記述が薄いという指摘もあり、そういう施策へのアクセスの話や、当初指針の策定時には高齢化という話がなかったかもしれない。

(4) 富田林市多文化共生推進指針の改定について

・事務局より、「改定版多文化共生推進指針構成(案)」「改定版多文化共生推進指針(第1章～第3章)(案)」について説明(説明省略)。

事務局 資料1・2の関係者ヒアリング・情報交換会の結果を第2章に、資料3の実施事業評価の内容を新しい指針に反映させたいと考えている。

委員長 豊中市での取り組みも踏まえ、本市の指針について考えるにあたり、次のような点も念頭に置いて議論したい。

- ・現在の指針には、民族教育や民族的アイデンティティ、あるいは母語・母文化の促進については書かれていない。
- ・多文化共生は来日間もない外国人を念頭に「困っていることを助ける」という部分が扱われやすい傾向がある。本市においても「その後」の記述が薄い。
- ・役割分担について、さらにきちんと指針に記載してはどうか。
- ・最近では、指針の中で市民の役割についても言及する例が増えている。
- ・大学や高校等の教育・研究機関の役割についても考えておくと厚みが出るのではないか。
- ・「共有した情報が蓄積されて、実際に事業実施に生かされているのか」ということを考慮の上で体制整備を充実させるべきでは。
- ・取り組みを実行に移す際に拠点・中心となる組織をどう拡充するかという議論が必要ではないか。そのための人材確保や、確保した人材の流出を防ぐこと、予算も必要。

副委員長 役割分担について、10年前の指針の第3章「施策の方向性と体制整備」に「国際交流協会を中心としたNPO、NGO、その他民間団体との連携・協働などの体制整備に努める」と書かれており、この10年間努めてきたはず。次の指針には、具体的な連携・協働のあり方を整理して書き込まなければならない。役割分担や、事業そのものも来日当初の問題に偏りがちになっていないか。情報を蓄積して

いくような部署、組織をどこが担うべきなのか。どういう形でつくれるのか。

委員長 体制整備については、現在の指針に基づいて 10 年間どのように努めてきて、具体的にどういう成果が得られて、どういう課題が見えるかについても議論した上で、次の指針の記載を考える必要がある。

役割分担に関連して、市民公益活動の分野では、例えば市と市民公益活動団体の役割分担がどうあるべきかという議論が、別の委員会・審議会でも出ており、多文化共生推進指針でも共有しておく必要がある。

副委員長 豊中市では、外国人市民会議の設置にあたり、外国人市民市政参加検討委員会から「外国人市民の市政参加について」という提言を受けたということだったが、豊中市では外国人市民が住民投票に参加できる仕組みがあると聞く。実際には住民投票が行われたことはなく、外国人住民の投票も未実施だが、豊中市としては、住民投票をする際には外国人住民も参加できるということ。外国人市民会議の流れで、そういう政治参加の話まで、指針に含めることができるのか、あるいは別立てになるのか。少しでも考えておければと思う。

委員長 第 4 章にモニタリング・評価という項目を加え、外国人市民も関わってモニタリングを強化していくという形で外国人市民会議を位置付けられないか。政策評価に PDCA の C（チェック）は必須である。

第 2 章の関係者ヒアリング・情報交換会の結果については、実施したことについて正当に書くべきだが、その際、実習生など、たくさんの当事者の意見を伺えたわけではなく、制約がある旨の記載が必要。

委員 「指針」をつくれれば、それに沿って取り組んでいかなければならない。この 10 年間、当初の指針で今後必要であるとされた取組みでも、実現できている事業とできていない事業がある。できなかったことについて、その原因を考えなければ、次も、その 10 年後も今後のあり方や方向性に「検討する」という記述を繰り返すことになる。先ほど出ていたように、2 年ごとなどのスパンで進捗状況を確認する仕組みが必要。

委員長 「指針に未掲載の事業（新規事業等）」のリストに書かれていること、まだ書かれていないものこれから必要だろうと思われることについては、新しい指針の中で触れておかなければならない。その一例が労働関係であり、昨年末以降、国として『単純労働』に外国人を」と舵を切った中で、多文化共生の中に「労働」というワードは不可欠。そういう意味では、今回のヒアリング結果と、労働に関連する事業があるかもしれないということを踏まえ、指針に書き込まなければならない。

指針に市・国際交流協会の取組みの成果と課題を書き込む上では、「役割分担」の記述が必要であると考え。現在、一般に市民公益活動がおかれている課題として、NPO 団体の持続可能性の問題がある。世代交代の課題のほか、専門性

をもった人材を確保し、活動を続けていくことは簡単ではない。本市における多文化共生の取組みには、やはり国際交流協会が不可欠であり、その市民公益活動としての持続可能性を市としてどう考えているか、改めてお聞きしたい。

(5) 第2回情報交換会について

委員長 第2回情報交換会の開催日時、場所等は。

事務局 10月29日(火)午後2時～4時に国際交流協会事務所で開催予定。外国人市民のほか、事業者にも案内する。第1部として参加者同士の交流、第2部として外国人市民に新しい指針に掲載するためのメッセージを書き添えていただく時間を設ける予定。例えば「10年後の富田林に望むこと」をテーマに参加者それぞれの言語で書かれたメッセージを、新しい指針の表紙または巻末に掲載したいと考えている。

委員長 良い提案だと考える。

委員 第1回同様、都合の合う委員も出席か。

事務局 そのようにお願いしたい。

(6) その他

委員長 次回の会議日程について、事務局より説明をお願いします。

事務局 次回の会議は11月14日(木)10時から開催。

また、10月29日の第2回情報交換会には、第1回同様、都合が合えば委員にもご参加いただきたい。

なお、委員には、指針本文の事務局案を含め、資料に対する意見を10月3日(木)までに事務局へ提出していただきたい。

以上